

国民年金ってどんな制度？

問岩国年金事務所 ☎ 242222
保険年金課 ☎ 295086、総合支所

国民年金制度は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障害を負ったときや、一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。



日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全ての人に加入義務があります

職業などで、次の3つのグループに分かれ、それぞれ加入手続きが異なります。

自営業者、学生、農林漁業者、無職の人など

第1号被保険者

- 手続き
保険年金課(市役所1階⑨番)、総合支所市民福祉課
- 納付方法
国民年金保険料を各自で納付する必要あり

厚生年金や共済組合に加入している会社員、公務員など

第2号被保険者

- 手続き
勤務先
- 納付方法
勤務先で給料から天引きされる年金保険料に国民年金保険料が含まれており、各自での納付は不要

厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されている人

第3号被保険者

- 手続き
配偶者の勤務先
- 納付方法
配偶者の加入する厚生年金や共済組合が国民年金保険料を負担するため、各自での納付は不要



年金がもらえるのは、老後だけではありません

年金というと「お年寄りのためのもの」と思ってしまいがちですが、若い人にとっても大切なものです。

一定の年齢に達したとき以外にも、病気やけがで働けなくなったとき、生計を維持している人が亡くなったときなど、要件によって次の3種類の給付があります。

第2号被保険者(厚生年金や共済組合に加入している会社員、公務員など)は下記に上乗せして老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金が支給されます。支給要件が異なりますので、詳しくは年金事務所に問い合わせてください

老齢基礎年金

保険料を納めた期間や免除期間などが原則として10年以上ある人に65歳から終身にわたって支給されます。
年額＝779,300円(40年間保険料を納めた場合の満額)

障害基礎年金

年金加入中の病気やけがで一定の障害の状態にある人に支給されます。
※支給には保険料の納付要件あり
年額＝(1級) 974,125円
(2級) 779,300円

遺族基礎年金

年金加入者が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。
※支給には保険料の納付要件と子の年齢要件あり
年額＝779,300円＋子の加算

※金額は平成29年12月現在

もっとおトクに 耳より年金情報

- 国民年金の保険料は、月額16,490円(平成29年度)です。
- 国民年金の保険料をまとめて前払いすると、保険料が割り引きされます。
- 口座振替による前納は、現金で納めるより割り引き額が多くお得です。
- 付加保険料(月額400円)をプラスして納めると、付加年金が上乗せされます。
※詳しくは、問い合わせてください